3　法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一　個人にあつては、住民票の写し
二　法人にあつては、登記事項証明書
三　公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
四　公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
五　公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
六　法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
七　公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
八　事業資金を調達することができることを証する書類
九　工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
十　工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
十一　国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
十二　国立公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4　前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

**第三条**　法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第十条第四項第一号に掲げる事項
二　公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
三　公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
四　公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
五　第二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

（国立公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

**第四条**　法第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更しようとする年月日
四　変更を必要とする理由
五　工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2　法第十条第八項において準用する同条第五項に規定する環境省令で定める書類は、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る第二条第三項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

**第五条**　法第十条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更した年月日
四　変更を必要とする理由

（承継の同意又は承認の申請）

**第六条**　法第十二条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

一　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二　国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
三　公園施設の種類
四　合併又は分割した年月日
五　合併又は分割した理由

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
二　第二条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
三　合併契約書及び合併により消滅した国立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3　法第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
二　被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
三　公園施設の種類

4　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　第二条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
二　被相続人との続柄を証する書類
三　相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により国立公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（国立公園事業の休廃止の届出）

**第七条**　法第十三条の規定による届出は、国立公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　公園施設の種類
三　休止しようとする場合にあつては、休止しようとする国立公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
四　廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2　前項の届出書には、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

**第八条**　法第十四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　公園施設の種類
三　失効した年月日
四　失効した理由